

木曽岬町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務 に係るプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

国や県の動向、木曽岬町高齢者の状況等を的確に把握し、木曽岬町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

ついては、委託業者の選定にあたり、計画策定を効率よく・効果的に行うため、豊富な経験と専門的な知識・技術を有する業者から提案された企画提案書等を一定の基準により評価・選定する「プロポーザル方式」を実施する。

2. 業務の内容

(1) 業 務 名

木曽岬町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日までとする。

(4) 予算

令和 7 年度（ニーズ調査・集計・分析）	4,091,010 円（税込み）
令和 8 年度（計画策定）	3,679,610 円（税込み）

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）の提出時点で、町の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、愛知県、岐阜県、三重県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 本業務と同種の業務（総合計画又は総合戦略の策定の支援業務）を地方公共団体から直接受託し、かつ、過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に、その業務を完了した実績を有すること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続中の者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 木曽岬町請負工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 20 年 10 月 1 日付け告示第 65

号)に基づく資格(指名)停止措置、又は木曽岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年10月3日付け告示第67号)の入札参加排除措置を受けていないこと。

- (6) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

5. 提出書類及び提出期限

(1) 参加申込

①提出期限：令和7年9月24日(水)午後5時必着【必着】

②提出方法：持参又は郵送(持参の場合は、午前8時30分から午後5時までの間(土・日を除く。))郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。)

③提出先：〒498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地
木曽岬町役場 福祉課

④提出書類

ア) 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)・・・1部

イ) 会社概要及び業務実績書(様式第2号)・・・1部

ウ) イ)に記載した業務実績の契約書の写し・・・各1部

エ) 企業・団体等の概要が分かるパンフレット等・・・1部

オ) JISQ15001(プライバシーマーク取得)認定書(コピー可)・・・1部

(2) 企画提案書等

①提出期限：令和7年10月3日(金)午後5時必着【必着】

②提出方法：5(1)②と同じ

③提出先：5(1)③と同じ

④提出書類

ア) 企画提案書(様式第4号)・・・1部

イ) 企画提案書添付資料(A4判・任意様式)・・・9部

・用紙は、原則A4判片面20枚以内(表紙、目次も含む)とする(ページ番号を附番すること。)

・A3判の資料を挿入する場合は、片面とし、A4判2ページ分とカウントすること。(A4判 サイズに折ること。)

・文書を保管するための写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。

・企画提案書添付資料(プレゼンテーション当日に使用する資料も含む。)には、会社名等を記載しないこと。

・文章の文字サイズは、原則10ポイント以上、イラスト、イメージ図の注釈等は8ポイント以上とすること。

ウ) 業務実施体制調書(様式第5号)・・・1部

エ) 配置予定技術者調書 (様式第 6 号) ・ ・ ・ ・ 1 部

オ) 提案見積書 (様式第 7 号) ・ ・ ・ ・ 1 部

カ) 積算内訳書 (A 4 判・任意様式) ・ ・ ・ ・ 1 部

・ 積算内訳書は、仕様書の業務内容ごとの積算内訳を明示するとともに、合計額 (税込み) についても記載すること。

※注 1 企画提案書添付資料は、業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明する構成とし、実施体制及び業務スケジュールを記載すること。

※注 2 企画提案書添付資料は、クリップ止めとし、提出は、1 者につき 1 提案とする。提案後における企画提案書等の内容変更、差替え、また再提出は、原則認めないこととする。

6. 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合には、以下の要領で質問書を提出すること。

① 提出期限：令和 7 年 9 月 1 7 日 (水) 午後 5 時必着【必着】

②提出方法：

質問書 (様式第 3 号) を電子メール又は F A X により、次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を福祉課 (担当：藤井) まで行うこと。

<宛先>E-mail：fukushi@town.kisosaki.mie.jp

F A X：0 5 6 7 - 6 8 - 4 8 4 1

T E L：0 5 6 7 - 6 8 - 6 1 0 4

③回答方法

質問への回答は、令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 午後 4 時木曾岬町ホームページに掲載することとする。

ただし、質問の内容によっては、回答できない場合がある。

なお、回答に対する問い合わせ及び意義申し立ては、受け付けないこととする。

7. 選定方法等

「木曽岬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が提案内容について、次の評価基準に基づいて審査を行う。ただし、「提案見積書」の見積金額が、2(4)の委託上限額を超えている場合は、その提案は審査から除外する。

◇評価基準

評価項目			評価の視点	評価点
業務体制	①	執行体制・実績	○業務を適切に遂行する能力が見込まれるか。 ○業務に対する組織体制・人員配置は十分であるか。 ○配置予定者に十分な実務経験があるか。	10
	②	業務実施方針 実施手法	○業務の実施方針は具体的に示されているか。 ○福祉計画策定に係る業務の実施手法や業務のポイントが明確に提案されているか。 また、具体的な提供方法が示されているか。	10
企画提案力	③	情報収集力	○本町の特性や課題を整理・理解した実効性のあるものとなっているか。	10
	④	実効性	○本町の特性や課題を整理・理解した実効性のある内容となっているか。	10
	⑤	他計画との関連性	○高齢者福祉計画との関連性を意識した策定方針となっているか。	10
	⑥	調査・分析力	○現状を把握するための調査・分析の手法について、適切な提案がなされているか。	10
	⑦	発想力・企画力	○着眼点が良く、企画力の高い魅力的な提案であったか。	10
	⑧	提案の実現性	○業務の進め方やスケジュールなど、実現性の高い適切な提案となっているか。	10
	⑨	提案の独自性	○独自性のある提案となっているか。	10
その他	⑩	コスト	○次の計算式により配転する。 ・満点(10点)×(見積金額のうち最低金額/自社の見積金額)※小数点以下切り捨て	10
合計				100

※評価の視点を十分に理解したうえで作成し、評価項目に係る提案漏れのないよう留意すること。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。1 者あたり時間は30分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）の予定である。日程等の詳細については書面で別途通知する。
- ② プレゼンテーション等は非公開とし、出席者は本業務に従事する予定の者4名以内とすること。
- ③ プレゼンテーション等に求める内容は、企画提案書（様式第4号）及び企画提案書添付資料（任意様式）に関するものとする。
- ④ プレゼンテーションでは、当町でプロジェクター、ケーブル及びスクリーンを準備するが、その他必要な電子機器等は、全て提案者で用意すること（電源は貸与する。）。

(2) 審査及び結果の通知

① 審査方法

- ア) 審査委員会は、7（1）「評価基準」に基づき、提案者の企画提案書等の各項目について、委員ごとに採点を行い、総合点の最も高い者を受託候補者として選定する。
- イ) 総合点の最も高い者が2者以上いる場合には、評価基準「企画提案力④実施方法～⑨提案の実現性」の合計得点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ウ) イ) の場合においても合計得点が同じ場合は、審査委員会の抽選により受託候補者を選定する。

② 結果の通知

審査の結果は、参加した全ての者に文書で通知する。ただし、審査に係る異議は、一切受け付けない。

(3) 一次審査の実施

5（2）の「企画提案書等」の提出者が5者を超える場合は、事務局による一次審査を実施する。一次審査は、評価基準に基づく書面審査の実とするため、企画提案書の作成にあたっては書面のみでも容易に理解できるよう工夫すること。

一次審査の結果、得点の高い5者を選定し、以外の者はプレゼンテーションに参加することはできない。一次審査の結果については「プレゼンテーション等の実施通知」と同日に発送する。

なお、一次審査に関する異議は、一切受け付けない。

8. 業務委託契約

- (1) 契約の締結は、第1位候補者と本町との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結することを原則とする。なお、当該契約にあたり、企画提案内容（見積書を含む）をもって、そのまま契約するとは限らない。

(2) 第1位候補者と契約に至らなかった場合は、第2位候補者と協議を行う。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、向こう又は失格とする。

- (1) 上記4に定める参加資格要件等を満たしていない場合。
- (2) 提案書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提案書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の選考委員会又は本町関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (6) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

10. スケジュール

実施内容	期間又は期限
プロポーザル告示	令和7年 9月12日(金)
質問書提出期限	令和7年 9月17日(水) 午後5時まで
回答書の閲覧開始	令和7年 9月19日(金) 午後4時から
公募型プロポーザル参加申込書提出期限	令和7年 9月24日(水) 午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和7年10月 3日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション等の実施通知	令和7年10月 8日(水)
プレゼンテーション等の開催	令和7年10月15日(水)
審査結果の発表及び通知	令和7年10月20日(月)

11. 実施要領等の配付

(1) 配布資料

①木曽岬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領(本書)

②木曽岬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

(2) 配布期間 令和7年9月12日(金) から令和7年10月15日(水) まで

(3) 配布方法 木曽岬町ホームページからダウンロード

12. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書は返却しない。
- (2) 提案報酬は支払わない。
- (3) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 採択された企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する情報(参加者から提出された資料を含む。)及び本事業の受託

者から提出された資料については、木曽岬町情報公開条例に基づき開示することがある。

(6) 提案にあたり、業務に関して知り得た情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

(7) 本プロポーザルにおいて、提案者が1者のみである場合でも、審査委員会に置いて審査・評価を実施する。ただし、「7 選定方法等 評価基準」による評価点の合計が60点未満であった場合は、「7 (2) ア」に該当する受託候補者として扱わず、契約の締結は行わないものとする。